# 官民競争入札等監理委員会第290回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

# 第290回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:令和4年12月12日(月)13:01~13:50

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案) について
  - ○法務省/刑事施設の運営業務(静岡刑務所・笠松刑務所における作業・職業訓練・ 教育・分類・収容関連サービス業務)
- 3. 令和4年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況等
- 4. 閉 会

### <出席者>

# (委 員)

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、石田委員、梅木委員、小尾委員、 関野委員、辻委員、中川委員、野口委員、古尾谷委員

#### (事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○浅羽委員長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第290回官民競争入札等 監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2と3について御議論いただきます。

それでは、議事次第2の実施要項(案)について御審議をいただきたいと思います。実施要項(案)については、事業主体からの説明に基づき、入札管理小委員会で審議を行いました。小委員会Cの1件、法務省/刑事施設の運営業務(静岡刑務所・笠松刑務所における作業・職業訓練・教育・分類・収容関連サービス業務)につきまして、主査の中川委員より説明をお願いいたします。

中川主査、どうぞよろしくお願いいたします。

〇中川委員 ありがとうございます。法務省/刑事施設の運営業務(静岡刑務所・笠松刑 務所における作業・職業訓練・教育・分類・収容関連サービス業務)の実施要項(案)に ついて、審議結果報告に基づき御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。本事業は、法務省の静岡刑務所及び笠松刑務所における運営業務です。事業期間は、令和6年4月1日から令和15年3月31日までの9年間、公共サービス改革法第33条の3、刑事収容施設法の特例に基づいた事業でございます。本年3月に審議した事業評価では、事業の評価を踏まえた対応について記載のとおり、本来民間委託できない業務との切り分けが難しい業務、非効率的な人事配置となっている業務があると認められたほか、近年の刑事施設を取り巻く環境の変化から、事業の内容を精査しつつ、委託業務の範囲を見直すとともに、競争性の確保について検討を加えることを求めました。これを受け、次期事業では、総務・警備業務は民間委託しないこととなりました。また、競争性の確保に向けて、入札スケジュールの見直しをしており、公告期間を延長、落札者決定から業務開始までの準備期間を3か月から10か月に延長しています。

また、今回の実施要項(案)では、3. その他の修正変更についてのとおり、創意工夫 発揮の可能性について提案を求める内容の変更、それに伴う総合評価落札方式の評価のポイントの追加をしております。さらに、新規事業者の参入を促進するための広報活動を積極的に実施していただいています。

次に、小委員会において議論になりましたのは、4. 実施要項(案)の審議結果に記載のとおり、本事業の表題についてです。当初は「刑事施設の運営業務」でしたが、「刑事施設の運営業務」だけであると、新しく参入しようとする民間事業者がハードルが高いと感じてしまうことを危惧して、より、適切な表題修正の検討を法務省に求めました。その結果、委託対象業務を列記する形で、表題を「刑事施設の運営業務(静岡刑務所・笠松刑務所における作業・職業訓練・教育・分類・収容関連サービス業務)」に変更しております。本事業は、現事業も民間事業者が企業共同体を組んで事業を実施しておりますが、委託事業を列記することにより、1つの業務でも新たな民間事業者に関心を持ってもらうことができれば、企業共同体を組んで入札に参加してくる可能性があるとも考えております。

最後にパブリックコメントの対応ですが、7件の意見が寄せられ、文言の形式的な修正

を行ったことを報告いただき、小委員会として了としたところです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○浅羽委員長 中川委員、どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

古尾谷委員、お願いいたします。

- ○古尾谷委員 御説明ありがとうございます。全体的な審議結果に異議はありませんけれども、2番の事業評価を踏まえた対応について、事前の資料、どうも民間委託業務の終了のところの記述が抽象的で分かりにくいです。近年の刑事施設を取り巻く環境と漠然とした内容からでは、総務・警備業務の民間委託はしないということや、逆に民間委託をして、現在の刑事施設を取り巻く環境の変化に対応していくという方向もあったのではないかとも考えられます。また、切り分けの難しい業務、非効率的な人員配置ということなども、若干抽象的なので、小委員会の中でどういう意見があったのか、これがどういうふうに競争性の確保とつながった意見になるのか、について説明していただきたいと思います。
- ○浅羽委員長 長瀬参事官、お願いいたします。
- ○長瀬参事官 事務局から、中川主査の御説明の補足をさせていただきます。今、委員から言及のあった部分でございますが、この両施設の民間委託につきましては、市場化テストを開始した当初からの、多少長いスパンの話を申しますと、もともとこの刑事施設について市場化テストをやろうというのは、かつて刑事施設の過剰収容への対応が迫られまして、そこでのマンパワー不足、これが課題でございまして、この刑事施設の市場化テスト、22年から1期、そして次の2期もやってきましたが、そのような中で総務・警備業務も含めた活用、民間事業者の活用をやってきました。ただ、幸いにも、今申しました過剰収容という状況は、2000年代の前半でしょうか、そのくらいをピークに改善の方向が見られてきまして、そのような中で、この両刑事施設における実際の事業の状況というのをレビューしてみますと、民間委託、民間事業者がやる仕事と公務員がやる仕事の切り分けが難しい、ここに書いてありますとおり、非効率な人事配置になっている部分があるということが、改めて事業評価の中でも確認されたということでございます。

分かりやすい話として、小委の中でも法務省から御紹介があった話を紹介させて頂きますと、例えば受刑者の監視の業務がございます。監視をしている中で、受刑者が何かしてしまった場合の実力行使というのは、やはり刑務官が、民間委託をしている場合でも行わざるを得ません。そうした状況に備えるとなりますと、実際には民間事業者と刑務官が現場ではダブルで配置しなければならない、そういう状況が、レビューした結果として見てとられる非効率の部分であるとの御紹介もございました。刑事施設の業務の委託というのはなかなか難しい要素も多く、簡単になじむとは言い難い部分も含めて、先ほど申しましたようなマンパワー不足という状況の中では、民間委託を総務・警備業務も含めてやってきたのですけれども、刑事施設を取り巻く状況の中で、そうした業務の状況については改

めて考え直す、最適な官民の役割分担がどういうものかというのを考え直す余地が出てきた、このような中での今回の業務の見直しであったということで、御認識をいただければと思っております。

以上でございます。

- ○浅羽委員長 古尾谷委員。
- ○古尾谷委員 長瀬参事官のおっしゃったことの方向で、ぜひしっかりと検討していただければと思いますけれども、刑事施設の様々な業務については、御案内のとおり、報道されている名古屋刑務所の刑務官による暴行事件等を含めまして、国民的関心の強い事項でございますので、必ずしも民間にそういった面を委託していくことが不都合なことだとは思っておりません。創意工夫によりよりよい、アメリカなどは全て民間でやっているように聞いていますけれども、そうした面で、今後の本体の刑務官だけではできない部分について、しっかりとやっていくような業域を育てなければならないと思いますので、その点を含めて、その上で競争性を確保していくということになると、また、ある意味では、積極的にそういうサービスの提供の部分で、質の向上というのがありますので、質の向上につながるような民間委託を促進するということも必要なのではないかということだけ、意見として申し上げて終わります。
- ○浅羽委員長 石田委員、どうぞ。
- ○石田委員 もう十分小委員会で議論されていることかと思いますが、2点教えてください。

まず、資料のA-2ですが、今回、それから前期も、「競争参加資格がAまたはBの等級、若しくはC等級で本入札と同程度の仕様の契約履行実績あり」とありますが、同程度の仕様というのは具体的にどんなことかということと、逆に同程度の仕様の契約履行実績が入札の制限にはならないのかということが1つと、それから、1期、2期ともに契約期間が7年だったようですが、今回は9年ということで2年延びているんですけれども、その理由について教えてください。お願いします。

○事務局 御質問ありがとうございます。石田委員からいただきました2点目のほうの質問について、なぜ今回9年なのかという点についてお答えさせていただきます。

まず前回の事業評価、法務省のほうでも、この事業の評価をしておりますが、その中でも契約期間について、やはり長ければ長いほどいいという民間事業者の意見もございました。そういったアンケート結果も考慮しております。細かい内容ですが、今回から炊場とかの厨房機器の整備というものも内容に入れていますが、厨房機器を入れていただくと、大体その減価償却期間といった期間がございますので、それが大体おおむね9年から10年ということを考慮して、こういった契約期間になっております。

○長瀬参事官 前者の質問の件ですが、小委での法務省との議論の中でも、そこまでつま びらかな議論はちょっと出ませんでしたので、今時間いただいて確認をさせてください。 申し訳ございません。 ○石田委員 ありがとうございました。なぜそういう質問したかというと、1期のとき、AまたはBの等級のときのほうが入札参加者が多いので、同程度の仕様というのは、刑務所の、例えばこういう同一業務の場合には、逆に入札の制限がかかってしまうのではないかと思ってお聞きしたということです。

それから先ほどの9年について、民間事業者が長ければ長いほどいいという御回答でしたが、私が所属している小委員会ですと、長くても3年か5年ぐらいが多いので、9年はすごく長いなと感じました。逆に9年だと、PDCAが回っているのかどうかきっちりモニターしないと、同じことがずーっとされていくと、なかなか改善が難しいような気がしたのですが、なぜその民間業者は長ければ長いほどいいというお話だったのでしょうか。○事務局 やはりその点については、雇用の確保という点が大きな点になっていくかと思います。

- ○石田委員 業務改善とか、業務の見直しとか、そういうことをするのには長過ぎるとい う気はしたんですが、小委員会では議論はされたのでしょうか。
- ○長瀬参事官 それについての議論は特にございませんでした。
- ○浅羽委員長 石田委員、A等級、B等級の話ですけれども、この、かつてのAまたはBの等級というものと、例えば最新のものでAまたはBの等級、もしくはC等級で同程度のというのは、まず、AまたはBの等級というものは、従来どおり、これでオーケーであり、それに加えて、C等級でこの入札と同程度の仕様の契約履行実績があるという場合が、さらに範囲として加わったというようなことでございます。
- ○石田委員 承知しました。ただ、同程度というのは、同じような刑事施設の運営業務ということでしょうか。 Cでも同程度の実績があればいいよということは分かりますが、同程度で同じ業務ですと、入札参加者の拡充ということにはならないような気もしましたので質問させて頂きました。ありがとうございました。
- ○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。 参事官、同程度の仕様はどういうふうにしましょうか。
- ○長瀬参事官 今確認しておりますので、お時間をいただきたいと思います。
- ○浅羽委員長 はい。
- ○長瀬参事官 確認できれば、議題の途中のよろしいタイミングでこの会議の中で申し上 げたいと思います。
- ○浅羽委員長 承知いたしました。それでは、ほかに御意見、御質問等。 関野委員、お願いします。
- 〇関野委員 今の資料A-2のお話に関連して、1件質問ですけれども、やはり準備引継ぎ期間を、最初は9か月、その次が3か月にして、今回10か月ということになりますが、第2回目のとき、2期のときに何か3か月で問題があったから延ばしたんでしょうけれども、ここでまた、なぜ10か月にしたのでしょうか。9か月に戻さなかったという理由は何かあったのでしょうか。それが一つ。

あと意見が1件あります。まず、質問にお答え願いたいと思います。

- ○事務局 第2期目のときに、予算の関係等もございまして、引継ぎ期間十分に取ることができなかったため、今回はその1期のとき、9か月でしたが、それよりは長く取って、十分な引継ぎ期間を設けようということで、今回、十分に余裕を持って業務開始できるように10か月という期間にしております。
- ○関野委員 長ければ、というと、さきほどの意見と同じですけれども、これも長ければ 長いほどいい、というものではないような気がするのですが。つまり重複しますよね、事 業者が。
- ○事務局 正確に申しますと、引継ぎ期間、全て10か月間引継ぎしているというような期間ではなくて、業務の運営開始の準備ということで、今回、例えば受刑者に対する教育とかを実施していただくことになりますので、そういったプログラムの、受刑者に適するような形でのプログラムの構成とか、そういったものをしていただいているというような期間になると思います。
- ○関野委員 この10か月というのは、現行の事業者の希望ですか。それともほかの事業者の希望ですか。
- ○事務局 現行の事業者の希望かどうかまでは正確には分かりませんけれども、矯正局の ほうで適正な期間であると判断して、10か月にしております。
- ○関野委員 分かりました。

それから、意見ですけれども、これは全く個人的な見解でも構いませんが、意識調査アンケートというのが添付されておりまして、出所する際にアンケートを書くというものだと思いますけれども、最初の質問があなたの性別ということなんですが、この質問は意味がないと思います。刑務所は分かれているわけですから、なぜ、この質問を出したのかということと、性別の質問がもし必要だというのならば、その他というのを設けておかないと、ちょっと現代では人権問題に発展するおそれがあるので、法務省が出すべきアンケートではないような気がしますが、それは意見です。よろしくお願いします。

- ○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。 小尾委員、お願いいたします。
- ○小尾委員 先ほどの引継ぎの件ですけれども、仕様書を見ると、その引継ぎにかかる現事業者の、何か費用みたいなものの負担が明示されていないような記載になっていると思いますが、ここは何か議論にはならなかったのでしょうか。引継ぎ期間がとても長くて、しかも、そこにかかる費用が全て新しく入る事業者の負担なのか、それとも現行に関わる部分については現事業者の負担なのかということが、明示されていないような形の仕様になっていますが、いかがでしょうか。
- ○長瀬参事官 小委では特に議論はなかったのですけれども、今の御質問の件も確認をさせていただきます。申し訳ございません。
- ○小尾委員 よろしくお願いします。多分、そこは新しく入ってくる人にとっては非常に

大事な部分になってくる可能性がありますので、確認をお願いします。

○浅羽委員長 ほかに御質問等ございませんでしょうか。

そうしましたら、次の議題にいきましょうか。 2点、石田委員からの御質問と小尾委員からの御質問に関しまして、実施府省に確認する時間が必要ということで、それに基づいて議決をする必要があろうかと思いますが、時間の都合もございますので、本件につきましては一時的にペンディングとさせていただいて、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議事次第3の令和4年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況 について、御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 続きまして、2件目の御説明をさせていただきます。資料の2-1以下の ものでございます。

今年度進めてまいりました市場化テストの対象事業の選定でございますが、去る12月6日、公共サービス改革小委員会で審議をいただいて整理を行いましたので、主に資料2-1に即して御説明をさせていただきます。資料2-2も参考資料でございますので、併せて御覧いただければと思います。

まず最初が、資料 2-1の 1ページの 1. のところでございます。各府省等による自主的選定の状況でございます。これから市場化テストの対象とする新しい事業でございますが、今年 7 月の基本方針の改定を受けまして、各府省などの実施機関には、一斉点検の実施と併せて、調書などの提出を依頼して作業を進めてまいりました。 1 0 月の初め、この本委員会の場で御報告した時点では、5 つの事業について選定の意向が出されていましたが、その後選定方針に基づきまして確認や調整を進めました結果、追加で 6 事業、合わせて 1 1 の事業について市場化テストの対象とする意向が示されることとなりました。その 1 1 事業というのが、この資料の 3 枚目、3ページ目の表の 1 というところで一覧で書いてございます。

ざっと御紹介をさせていただきます。順番がずれますが、まず情報システムの関係でございますけれども、3つ事業がございます。この3つの事業はいずれも同一事業者による1者応札で受注が決まってきているもの、すなわち競争性について改善の余地がある事業でございまして、1番目、3番目、10番目の事業でございます。1番目の事業、これはデジタル庁が所管するもので、国家公務員の人事・給与システムに係る事業でございます。この事業につきましては、その中身のハードウエアとか、アプリケーションの保守など、それぞれのパーツにつきましてはそれぞれ別個の事業者が請け負って行われておりますけれども、今回市場化テストの対象にしようという業務というのは、そうしたシステム全体に係るプロジェクト管理を内容とするものでございます。そして残りの2つ、3と10の事業でございますが、それぞれ、3が法務省が所管します供託システム、10が国交省所管の建設事業の予算執行監理システムで、それぞれについての保守・運用等を行う事業でございます。それが1つ目のカテゴリーです。

そして2つ目のカテゴリーは、施設の管理・運営に関係するものでございまして、5つ

事業がございます。これらについても、先ほど同様、競争性について改善の余地がある事業でございまして、番号でいいますと、4番目から7番目、これはいずれも文科省の所管独法の事業でございます。4が京都にございます国立近代美術館の来館者対応、その次が六本木にあります国立新美術館のライブラリーの管理、そして、その次が上野にあります国立西洋美術館の建物や設備管理、そしてその次が、これは茨城県東海村にございます日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所での施設清掃の業務というものでございます。そして、1個飛んで9番目でございます。これは国交省の航空局の所管の施設でございますが、茨城県の常陸太田市にあります性能評価センターの設備などの保全業務というものでございまして、以上が5つの施設の管理運営に関係するものでございます。

3つ目でございますが、その他として3つの事業が、今申し上げた以外にございます。 1つが2番目でございます。総務省が所管する調査研究の業務についての委託でございま して、通信・放送などに関わる諸外国の技術動向に対しまして、調査分析などを行う内容 の業務でございます。11番目でございますけれども、これは環境省におけます政策実施 の支援業務でございます。基本計画とか、白書の作成などに関わる、一定部分の業務を民 間事業者に委託して実施しようというものでございます。今の総務省、環境省、それぞれ の業務、事業とも、先ほど同様競争性の面で改善の余地のある事業だというものでござい ます。

最後1つ、8番目です。これは統計調査の業務でございます。国交省が所管します、これは基幹統計でございます、建設工事受注動態統計調査などの実施に関する業務というものであります。これまで、この統計調査を実施する中では、民間事業者を使って実施する部分は極めて限定的な部分であったのですけれども、今回業務の効率化を図ろうという目的から、この市場化テストの枠組みを使いつつ、調査個票の印刷・発送、督促、データ入力、集計、これらに至る一連の業務を新たに包括的な形で委託しようということで行う業務というものでございます。

以上申しました11事業が新規事業でございまして、これらにつきましては、例年同様、 来年の夏目途に改定を目指してこれから進めます基本方針の中に盛り込んでいくべく、進 めていこうというものでございます。

以上が新規事業でございまして、続いて、資料2-1の1ページの2.のところで記しております内容が、今年度のヒアリング対象事業の件でございます。これまで事務局で様々調整を進めてきました事業の中から、これはこの資料の3ページの表の2というところに1つ事業を書いてございますが、この国立精神・神経医療研究センターの庁舎管理業務を今年度のヒアリングの対象事業として挙げたところでございます。

この事業の概要は、もう一つの参考資料と申しました資料2-2の2ページに記してございます。ここにも書いてございますが、これまでこの事業につきましては、同じ事業者の受注が継続していまして、現行の調達は1者応札という状況でございました。そのため、競争性の改善、あるいはそれを通じたコスト縮減を図る余地があるのではないかと、こう

いう問題意識から、市場化テストの活用について、事務局と実施機関との間で協議などを進めてまいりましたが、実施機関の考えといたしましては、例えば業務の分割等々を含む新しい対応を自分たちの判断の下に進めたいと、こういう意向を持っているということで、これまで協議等の中で伺っております。そうした中で、今申しました実施機関が考えているという取組が、それで足りるものか、妥当なものか、この辺のところを公共サービス改革小委員会での審議をいただいた上で、本事業の取扱いについては整理をしていきたいと、こういう意図でヒアリングの対象事業として抽出したものでございます。それが2つ目のヒアリング対象事業の件でございます。

続いて3つ目に申し上げる項目です。資料2-1の2ページのところにございます3. のところです。来年度以降のヒアリング対象事業候補の件でございます。これらの事業については、今年度の時点では、まずはそれぞれの所管する機関で、自主的な取組として改善を図ってもらおうという形で進めようというものでございまして、その対象事業は、この資料の4ページから5ページにかけての表3がございますが、合わせて36の事業を挙げたところでございます。

列記してあります事業の前半の部分、26番目までの事業でございますが、これらの事業というのは、去年の今の時点におきまして、既に改善要請を行った事業の中からのものでございます。昨年度この時点では、54の事業について改善要請をしたところでございますけれども、その後、それぞれの事業について、今回の選定の過程の中でフォローアップを行いました結果、競争性が現に改善されていました事業、これが11事業ございましたが、そういった事業と合わせて、市場化テストの導入、そういう形での改善にはなじみ難い、それぞれの特殊事情があるのではないかという事業13事業などは、昨年度要請したリストから除外する等々の再整理を行うこととしました。その再整理の内容は、資料2-2の3ページ以降に一覧の形で整理をさせていただいております。それが改善要請事業の前半部分でございます。

今年改善要請する事業の2つ目のカテゴリーでございますが、資料2-1の表3の後半部分でございます。ナンバー27から36までの10個の事業でございます。これらの事業は、今年の選定作業の中で新たに抽出したものでございまして、いずれも、これまでの市場化テストの中でも進めてきているような取組を通じて、競争性の面で改善の余地があるのではないかということでチョイスした事業でございます。

以上2つのカテゴリーを合わせまして、今年度は合わせて36の事業について改善要請を行うこととし、それぞれの機関で行っていただいた取組などは、来年度行う作業の中で、 改めてその状況をフォローアップしていこうという位置づけのものでございます。

以上、3つの要素で申しましたのが、今年度行いました事業選定の作業、整理の内容でございます。進め方といたしましては、今日の御審議で整理をいただいた後には、まずは最後に申しました改善要請事業、36の事業について、その旨各府省に伝達を行うということで進めさせていただければと考えております。

また、2つ目に申しましたヒアリングの対象事業1事業に関しましては、来年の年明けて2月ないし3月を目途といたしまして、小委員会を設定いたしまして、その場でヒアリングを実施した上でその取扱いを整理すると、こういう運びを予定しているものでございます。そうした上で、来年4月の時期には、今年度行いました事業選定の最終結果というものを確定させまして、7月目途に目指します基本方針改定の閣議決定に反映させていこうと、こういう進め方を予定しているところでございます。

以上が事業選定の内容ということで、資料2-1及び資料2-2の内容でございます。 最後に資料2-3と2-4の関係でございます。こちらは意見募集の関係でございます が、その結果でございます。この意見募集につきましては、皆様御承知と思いますが、公 共サービス改革法の定めるところによりまして、民間事業者、地方公共団体に向けて行う こととしているものでございまして、今年度は計12件の提出がございました。それぞれ 内容は割愛させていただきますが、資料2-4にまとめてあるものでございます。この2 -4の内容でもって、この後に対外的な公表も行わせていただくことを予定しておるとこ ろでございます。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、令和4年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況等につきましては本案のとおりとし、今後、本方針に基づき取り進めていただくことといたします。

それでは、議題3は以上といたしまして、先ほどペンディングとさせていただきました 議題2につきまして、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

○長瀬参事官 申し訳ございません。先ほど事務局から申し上げました、あるいは委員長からも補足をいただきました以上のことは、今時点では把握できておりませんので、また改めて御報告をしたいと思います。申し訳ございません。

その上ででございますが、今日この場で御審議いただくに当たって、追加で、御質問なり、御意見なりはいただこうと思いますが、委員長、委員の皆様、いかがでございましょうか。

○浅羽委員長 まず委員の皆さんに伺いたいのですけれども、2点質問事項がございました。これにつきましては、責任を持って事務局から、後ほど回答をさせていただくということでございました。その質問の答えというものを待って議事をするか、それともその件に関しまして確認をし、場合によってはやはりもう一度考え直すべきだというような形にするかということなんですけれども、まず、石田委員と小尾委員にお伺いしたいのですが、質問の回答次第では、この本体の議事そのものに異存があるというようなことになりますでしょうか。それとも、回答を受けて、場合によってはもちろん異存があるということに

なる可能性はあるとして、それ以外の部分については異存ないというようなことで構わないというような、そういった質問のレベル感というのでしょうか、それをお聞かせいただきたいのですが、まず石田委員、いかがでしょうか。

- ○石田委員 今日御回答いただかなくても、審議いただいて大丈夫です。
- ○浅羽委員長 よろしいですか。
- ○石田委員 それほど重いものだと思っておりませんので、よろしくお願いします。
- ○浅羽委員長 小尾委員、いかがでしょうか。
- ○小尾委員 難しいところですが、費用の話になってくると、新規入札者が入札しにくくなるというおそれはあります。ですから、難しいところではありますが、ただ、前回もこれで実施しているということであれば、この点を少し配慮いただくなど対応をきちんと考えていただくことを条件に通しても良いとは思います。
- ○浅羽委員長 そのほかの委員で、小尾委員や石田委員の質問の回答次第では、全体の議事そのものが変わるので、ここで一旦議事を止めるべきだというような意見をお持ちの委員の方々、いらっしゃいませんでしょうか。

それでは、提案させていただきたいのですけれども、石田委員及び小尾委員、特に小尾委員の質問に関しまして、確かに費用に関わることであり、大きな問題となるかもしれないというところではございますが、その点、場合によっては、その回答次第ではやはり異議があるというようなことに変えることを担保した上で、現時点においてということで、異存の有無をお諮りしたいと思うのですが、このような進め方で差し支えないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 ありがとうございます。

それでは、確認事項が2点ございますが、後ほど事務局から補足説明をして頂き、その点を確認の上ということではございますけれども、その点を除きまして、付議されました実施要項(案)につきまして、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づいて、監理委員会として異存はないということにしたいと思いますが、委員の方々、よろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 それでは、確認の進め方、回答の仕方等、今後の取扱いにつきましては私 に御一任いただきたいと思いますが、委員の方々、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

それでは、本件につきましては御異議ないということで、ひとまず進めさせていただきたいと思います(※後日、事務局から確認事項2点に対する補足説明があり、各委員により確認がなされた)。どうもありがとうございます。

事務局から付け加えることございますか。

○長瀬参事官 ありがとうございます。特にございません。

○浅羽委員長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の管理委員会を閉会いたします。御審議いただきどうもありがとうございました。

— 了 —